

秋田県公報

目 次

条 例	ページ
○秋田県税条例の一部を改正する条例(六七・税務課)……………	3
○秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例(六八・市町村課)……………	4
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(六九・地域活動支援室)……………	5
○秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(七〇・高校教育課)……………	6
○秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(七一・警務課)……………	6

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六十七号)

1 次のいずれかに該当する者について、個人の事業税を減免することができることとした。(第六二条関係)

- (一) 災害により自己の所有に係る事業用資産の価格の総額の一分の三(現行二分の一)以上の損害を受け、かつ、前年の事業所得金額が一、〇〇〇万円以下である者
- (二) 自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財の価格の総額の一分の三(現行二分の一)以上の損害を受け、かつ、前年の所得金額が一、〇〇〇万円(現行五〇〇万円)以下である者

2 次のいずれかに該当する自動車の取得について、自動車取得税を減免することとした。(第一七四条の一・関係)

- (一) 災害により自動車を取得の日から一月以内に滅失し、又は損壊した場合の当該自動車の取得
- (二) 災害により滅失し、又は損壊した自動車(一)により減免を受けた自動車を除く。)に代わる自動車を、当該滅失又は損壊の日から三月以内に取得した場合の当該自動車の取得
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 4 施行期日等

◇秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例(秋田県条例第六十八号)

1 政治団体の収支報告書の写しの交付を受けようとする者又は国会議員関係政治団体の政治資金監査報告書の写しの交付を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額は次のとおりとすることとした。ただし、用紙の表面及び裏面に複写した写しの用紙については、一枚につき二〇円とすることとした。(第一条及び第二条関係)

区 分	手数料の額 (用紙一枚につき)
収支報告書の写しの交付	一〇円

政治資金監査報告書の写しの交付

一〇円

2 手数料は、収支報告書又は政治資金監査報告書の写しを交付するときに徴収することとした。(第三条関係)

3 既に徴収した手数料は、還付しないこととした。(第四条関係)

4 施行期日
この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六十九号)

1 特定非営利活動法人の社員の表決に係る電磁的方法は、次に掲げる方法であつて、ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものとする(第三二条関係)

- (一) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (二) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- (三) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七〇号)

1 秋田県立矢島高等学校の位置を由利本荘市矢島町七日町字助の渕一番五に改めることとした。(別表関係)

2 施行期日
この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七一号)

1 オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金に関する事務を警務部の所掌事務とすることとした。(第三条関係)

2

施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。



条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県税条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例
- 三 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六十七号

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第二号中「二分の一」を「十分の三」に改め、同項第三号中「二分の一」を「十分の三」に、「五百万円」を「千万円」に改める。

第六十三条第九項中「第八項」を「第七項」に改める。

第七十三条第四項中「第三十九条の三の三」を「第三十九条の三の二」に改め、同条第七項中「第三十九条の三の二」を「第三十九条の三」に改める。

第七十九条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「直後」を「日から一年以内」に改める。

第二百二十四条第四項第三号中「成人病予防」を「生活習慣病予防」に改める。

第七百七十四条の十一第一項第六号中「前三号」を「第三号、第四号及び前号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 取得した自動車はその取得の日から一月以内に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(次号において「災害」という。)により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車の取得

六 災害により滅失し、又は損壊した自動車(前号の規定により減免を受けた自動車を除く。)に代わるものと秋田地域振興局長が認める自動車を当該滅失又は損壊の日から三月以内に取得した場合における当該自動車の取得

第七百七十四条の十一に次の三項を加える。

- 4 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項第五号の規定の適用があることとなつたときは、減免すべき額に相当する税額を還付する。
- 5 前項の規定により自動車取得税額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 6 第四項又は前項の規定によつて自動車取得税額を還付し、又は充当する場合においては、第一項の規定による減免の申請があつた日から起算して一月を経過する日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (事業税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の秋田県条例(以下「新条例」という。)第六十二条の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
 - 3 平成二十年度分の個人の事業税に係る徴収金を徴収した場合において、当該個人の事業税について新条例第六十二条の規定の適用があることとなつたときは、減免すべき額に相当する税額を還付する。この場合において、同条第二項第三号中「当該災害が止んだ日」とあるのは、「秋田県条例の一部を改正する条例(平成二十年秋田県条例第六十七号)の施行の日」とする。
 - 4 前項の規定により個人の事業税額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
 - 5 第三項又は前項の規定によつて個人の事業税額を還付し、又は充当する場合においては、新条例第六十二条第二項の規定による減免の申請があつた日から起算して一月を経過する日を地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。
- (自動車取得税に関する経過措置)
- 6 新条例第七百七十四条の十一第一項第五号及び第六号の規定は、この条例の施行の日以後に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車が増失し、又は損壊した場合について適用し、同日前に自動車が増失し、又は損壊した場合については、なお従前の例による。

秋田県条例第六十八号

秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の規定により報告書の写しの交付を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書又は政治資金監査報告書（以下「報告書等」という。）の写しの交付に係る当該報告書等の写しの用紙一枚につき十円とする。ただし、当該写しの用紙のうち用紙の表面及び裏面に複写したものについては、一枚につき二十円とする。

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、報告書等の写しを交付するときに徴収する。

(手数料の不還付)

第四条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

秋田県条例第六十九号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年秋田県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第三条 法第十四条の七第三項の条例で定める情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(一) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(二) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当

該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第七十号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例（昭和三十九年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県立矢島高等学校の項中「由利本荘市矢島町矢島町三十三番地」を「由利本荘市矢島町七日町字助の渕一番五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十一号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例（昭和二十九年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(02)八七六六 FAX(02)〇〇〇五
E-mail:matsubara@natsubara-nsatsu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄